

【個人情報の保護に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類49件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

個人情報の保護に関する法律案は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めようとするものである。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護しようとするものである。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案は、独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護しようとするものである。

情報公開・個人情報保護審査会設置法案は、内閣府に設置されている情報公開審査会を改組して情報公開・個人情報保護審査会とし、同審査会において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の規定による不服申立てについて調査審議するほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の規定による不服申立てについても調査審議するための手続等について定めようとするものである。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

5法律案については、5月9日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた。

委員会においては、5法律案を一括して議題とし、小泉内閣総理大臣、細田国務大臣、片山総務大臣等に対して質疑を行い、また、石破防衛庁長官の出席を求めて、防衛庁に対する集中的審議を行い、さらに、警察行政をめぐる件について谷垣国家公安委員会委員長に対して集中的審議を行ったほか、参考人からの意見聴取を行った。

委員会における主な質疑は、個人情報取扱事業者の範囲、主務大臣の関与の在り方と第三者機関設置の必要性、金融・医療・情報通信分野等における個別法整備の必要性、住民基本台帳法に定める4情報の原則公開の見直し、自衛官募集業務に対する自治体の情報提

供の在り方、警察作成とされる個人情報の外部流出問題、個人情報の取扱いに関する苦情処理の窓口機関の整備等であった。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合を代表して、内藤委員から、5法律案のそれぞれに対し、修正案が提出され、討論の後、修正案はいずれも賛成少数により否決され、5法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。

なお、個人情報の保護に関する法律案に対し、8項目からなる附帯決議が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案に対し、9項目からなる附帯決議がそれぞれ付された。

(2) 委員会経過

○平成15年5月9日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成15年5月12日（月）（第2回）

- 個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について細田国務大臣から趣旨説明を聴き、

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上4案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月13日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上5案について細田国務大臣、片山総務大臣、伊藤内閣府副大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月14日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上5案について片山総務大臣、細田国務大臣、赤城防衛庁副長官、若松総務副大臣、増田法務副大臣、伊藤内閣府副大臣、大村内閣府大臣政務官、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月15日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上5案について小泉内閣総理大臣、細田国務大臣、片山総務大臣、若松総務副大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月16日（金）（第6回）

○参考人の出席を求めるなどを決定した。

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上5案について細田国務大臣、片山総務大臣、赤城防衛庁副長官、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月19日（月）（第7回）

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上5案について石破防衛庁長官、片山総務大臣、細田国務大臣、赤城防衛庁副長官、若松総務副大臣、大村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月20日（火）（第8回）

○個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上5案について参考人國學院大學法学部教授藤原靜雄君、日本弁護士連合会個人情報保護問題対策本部事務局長・弁護士清水勉君、中央大学法学部教授堀部政男君、作家城山三郎君、東京工業大学教授大山永昭君及び社団法人日本雑誌協会個人情報・人権等プロジェクトチーム座長山了吉君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月21日（水）（第9回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上5案について小泉内閣総理大臣、谷垣国家公安委員会委員長、片山総務大臣、細田国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第71号)	賛成会派	自保、公明
	反対会派	民主、共産、国連、社民
(閣法第72号)	賛成会派	自保、公明
	反対会派	民主、共産、国連、社民
(閣法第73号)	賛成会派	自保、公明
	反対会派	民主、共産、国連、社民
(閣法第74号)	賛成会派	自保、公明
	反対会派	民主、共産、国連、社民
(閣法第75号)	賛成会派	自保、公明
	反対会派	民主、共産、国連、社民

なお、個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成15年7月28日（月）（第10回）

- 請願第20号外48件を審査した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）

【要旨】

本法律案は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることによるとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

2 国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。政府は個人情報の保護に関する基本方針を定めなければならない。

3 民間の個人情報取扱事業者の義務等

- (1) 個人情報データベース等を事業の用に供する民間の個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに当たり、利用目的の特定・公表、利用目的の範囲内での取扱い、適正な取得、正確性の確保、安全の管理、第三者提供の制限等を行わなければならない。
- (2) 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、当該個人情報取扱事業者の名称、すべての保有個人データの利用目的等について、本人の知り得る状態に置かなければならぬとともに、本人からの求めに応じて、開示、訂正、利用停止等の措置を行わなければならない。
- (3) 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理及びそのために必要な体制の整備に努めなければならない。

4 主務大臣

- (1) 個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等を主務大臣とし、主務大臣は、3の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者から報告を徴収し、助言を行うことができる。
- (2) 主務大臣は、一定の義務に違反した個人情報取扱事業者に対して当該違反行為の中止等を勧告することができ、勧告に従わない場合は、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- (3) 主務大臣は、(1)及び(2)の権限を行使するに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。また、個人情報取扱事業者が報道機関等に個人情報を提供する行為については、(1)及び(2)の権限は行使しないものとする。

5 民間団体による個人情報の保護の推進

個人情報の適正な取扱いの確保を目的として業務対象となる個人情報取扱事業者の個

人情報の取扱いに関する苦情の処理等の業務を行おうとする法人は、主務大臣の認定を受けることができる。主務大臣は、認定した個人情報保護団体に対し、業務の実施の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

6 適用除外

- (1) 個人情報取扱事業者のうち報道機関（報道を業として行う個人を含む。）、著述を業として行う者、学術研究を目的とする機関若しくは団体等、宗教団体又は政治団体について、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ報道の用に供する目的、著述の用に供する目的、学術研究の用に供する目的、宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的又は政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的であるときは、3から5までの規定は適用しない。
- (2) (1)の「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせる（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいうものとする。
- (3) (1)の個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

7 罰則

4(2)の命令に違反した場合には6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する等の罰則を定める。

8 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、3から7までの規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることからかんがみ、政府は、本法の施行に当たっては、表現の自由等の基本的人権を尊重し、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益の保護に万全を期するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 1 取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれの少ないものとして、個人情報取扱事業者から除かれる者を政令で定めるに当たっては、国民生活への過剰な規制やIT社会の発展の妨げとならないよう十分に配慮すること。
- 2 利用目的による制限、利用目的の通知、第三者提供の制限、保有個人データに関する事項の公表、開示等に係る義務規定の例外事由の解釈に当たっては、個人の権利利益の適切な保護の観点から十分に配慮すること。
- 3 主務大臣の権限行使に当たっては、「表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない」とする本法の規定の趣旨を徹底すること。
- 4 出版社が報道又は著述の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱事業者に係る義務規定の適用除外となることを明確にすること。
- 5 医療（遺伝子治療等先端的医療技術の確立のため国民の協力が不可欠な分野についての研究・開発・利用を含む）、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する

必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討し、本法の全面施行時には少なくとも一定の具体的結論を得ること。

- 6 第三者機関の意義や死者に関する個人情報の保護の在り方等について交わされた論議等これまでの国会における論議を踏まえ、全面施行後3年を目途として、本法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 7 国民が苦情窓口を利用しやすく、また円滑かつ的確な苦情処理を確保するため、認定個人情報保護団体の整備、国・地方公共団体の窓口の明確化、国民生活センター機能の充実強化とその活用、各窓口の連携体制の整備を図るとともに、国民に対する情報提供、担当職員の教育、研修を推進すること。
- 8 本法の適正な運用を確保するため、国民生活審議会は、法の施行状況の把握に努め、必要な意見を述べること。

右決議する。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）

【要旨】

本法律案は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）の全部を改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。

2 対象機関

国のすべての行政機関（会計検査院を含む。）を対象とする。

3 対象情報

電子記録のみならず、行政文書に記録されている個人情報を対象とする。

4 行政機関における個人情報の適切な取扱い

(1) 保有の制限

法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、利用目的をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(2) 利用目的の明示

書面による直接取得に際しては、利用目的を明示しなければならない。

(3) 正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が事実と合致するよう努めなければならない。

(4) 安全確保の措置

保有個人情報の漏えい等防止のための必要な措置を講じなければならない。

(5) 利用・提供の制限

利用目的以外のための保有個人情報の利用・提供を原則禁止する。

5 個人情報ファイルの適正な管理と公表

(1) 個人情報ファイル保有等に関する事前通知

個人情報ファイルの保有に当たっては、一定の場合を除き、総務大臣に対し、ファイルの名称等を事前通知しなければならない。

(2) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

原則として、所定事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、インターネット等の活用を含めた公表をしなければならない。

6 本人関与に関する行政機関の長の義務

(1) 開示請求制度

本人開示に支障の生ずるおそれのあるものを除き、開示（部分開示を含む。）しなければならない。

(2) 訂正請求制度

事実と相違するものについて、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正をしなければならない。

(3) 利用停止請求制度

不適法な取得、利用、提供について、適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼさない限りにおいて利用停止をしなければならない。

7 不服申立て

開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

8 行政機関の職員等に対する罰則

(1) コンピュータ処理されている個人データの漏えいをしたときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(2) 不正な利益を図る目的で個人情報の提供又は盜用をしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(3) 職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の秘密を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 施行期日

本法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

膨大な個人情報を保有する行政機関の特性及び高度情報通信技術の急速な発展が国民生活に及ぼす影響にかんがみ、政府は、本法の施行に当たっては、個人の権利利益の保護に万全を期するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

1 行政機関の保有する個人情報の開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権の実効性を確保するため、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表に係る義務規定の適用除外の解釈に当たっては、個人の権利利益の保護の観点から十分に配慮すること。

2 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル等、総務大

臣への事前通知の対象とならないものについても、運用の厳格化を図ること。

- 3 保有個人情報の目的外の利用及び提供が所定の要件に該当するか否かの判断は慎重かつ客観的に行うとともに、利用目的が異なる2以上の個人情報ファイルを電子計算機を用いて照合し、又は結合する場合には、個人の権利利益を侵害しないよう十分に留意すること。
- 4 開示決定等の期限等については、請求者の権利行使を侵害しないように厳正に運用するとともに、個人情報に係る訴訟に関しては、地方在住者に対して不利益にならないよう、本法施行後における当該訴訟の状況を考慮し、司法制度改革の動向を踏まえ訴訟の管轄について検討すること。
- 5 思想、信条、宗教、病気及び健康状態、犯罪の容疑、判決及び刑の執行並びに社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報の取得又は保有に当たっては、利用目的を厳密に特定するとともに、可能な限り法律その他の法令等によって取得根拠を明確にし、その利用、提供及び安全確保に特段の配慮を加えること。
- 6 個人情報の取得に当たっては、防衛庁リスト問題、自衛官適齢者情報入手問題等の教訓を踏まえ、適法かつ適正な方法により行うこと。
- 7 本法施行後3年間は、施行状況調査に当たり、調査項目等についてパブリック・コメントを行うこと等により、調査内容の充実を図ること。
- 8 本法を適正に運用していくため、責任者を定めて責任の所在を明確にするなどの管理体制の整備、指針の作成、研修の実施等による指導の徹底を図ること。
- 9 住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等について、配偶者からの暴力の防止等の観点から、現状を把握し、関係者の意見を聴いた上で、所要の措置を検討すること。

右決議する。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 目的
独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。
- 2 対象機関
独立行政法人、特殊法人及び認可法人であつて行政機関と同様に取り扱うべきものを対象とする。
- 3 対象情報
電子記録のみならず、法人文書に記録されている個人情報を対象とする。
- 4 独立行政法人等における個人情報の適切な取扱い
 - (1) 保有の制限
法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、利用目的をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有して

はならない。

(2) 利用目的の明示

書面による直接取得に際しては、利用目的を明示しなければならない。

(3) 適正な取得

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(4) 正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が事実と合致するよう努めなければならない。

(5) 安全確保の措置

保有個人情報の漏えい等防止のための必要な措置を講じなければならない。

(6) 利用・提供の制限

利用目的以外のための保有個人情報の利用・提供を原則禁止する。

5 個人情報ファイル簿の作成と公表

原則として、所定事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表をしなければならない。

6 本人関与に関する独立行政法人等の義務

(1) 開示請求制度

本人開示に支障の生ずるおそれのあるものを除き開示（部分開示を含む。）しなければならない。

(2) 訂正請求制度

事実と相違するものについて、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正しなければならない。

(3) 利用停止請求制度

不適法な取得、利用、提供について適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼさない限りにおいて利用停止をしなければならない。

7 異議申立て

開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する異議申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

8 独立行政法人等の職員等に対する罰則

(1) コンピュータ処理されている個人データの漏えいをしたときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(2) 不正な利益を図る目的で個人情報の提供又は盗用をしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(3) 職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の秘密を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 施行期日

本法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）

【要旨】

本法律案は、内閣府に設置されている情報公開審査会を改組して情報公開・個人情報保護審査会とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 設置及び組織

- (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第18条第2項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第42条及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第42条第2項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- (2) 審査会は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する委員15人をもって構成するとともに、委員の任免、服務等について、必要な規定を設ける。

2 審査会の調査審議の手続

- (1) 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができるとともに、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料の作成・提出を求めることができるとしている。
- (2) 審査会は、申立てがあったときは、原則として、不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないものとするとともに、不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができるものとする。
- (3) 不服申立人等は、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求める能够なものとするとともに、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができないものとする。
- (4) 委員による調査手続、調査会の行う調査審議手続の非公開、審査会等がした処分に対する不服申立ての制限、答申の公表等について、必要な規定を設ける。

3 雜則

- (1) この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。
- (2) 職務上知ることができた秘密を漏らした委員に対する罰則を定める。

4 附則

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。ただし、審査会の委員につき両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）

【要旨】

本法律案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の施行に伴

い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 会計検査院情報公開審査会の会計検査院情報公開・個人情報保護審査会への改組に伴う所要の規定の整備を行う。
- 2 情報公開審査会の情報公開・個人情報保護審査会への改組に伴う所要の規定の整備を行う。
- 3 登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類、統計調査により集められた個人情報等についての行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定の適用を除外するため、不動産登記法、商業登記法、特許法、刑事訴訟法、統計法等、24法律について所要の措置を講じる。
- 4 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
71	個人情報の保護に関する法律案	衆	15.3.7	15.5.9	15.5.21 可決附帯	15.5.23 可決	15.4.8 個人情報	15.4.25 可決附帯	15.5.6 可決
○15.5.9 参本会議趣旨説明 ○15.4.8 衆本会議趣旨説明									
72	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案	衆	3.7	5.9	5.21 可決附帯	5.23 可決	4.8 個人情報	4.25 可決附帯	5.6 可決
○15.5.9 参本会議趣旨説明 ○15.4.8 衆本会議趣旨説明									
73	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案	衆	3.7	5.9	5.21 可決	5.23 可決	4.8 個人情報	4.25 可決	5.6 可決
○15.5.9 参本会議趣旨説明 ○15.4.8 衆本会議趣旨説明									
74	情報公開・個人情報保護審査会設置法案	衆	3.7	5.9	5.21 可決	5.23 可決	4.8 個人情報	4.25 可決	5.6 可決
○15.5.9 参本会議趣旨説明 ○15.4.8 衆本会議趣旨説明									
75	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	3.7	5.9	5.21 可決	5.23 可決	4.8 個人情報	4.25 可決	5.6 可決
○15.5.9 参本会議趣旨説明 ○15.4.8 衆本会議趣旨説明									

(注) 附帯 附帯決議